

議会運営委員会会議録

平成25年6月20日(木)

(開会) 14:45

(閉会) 16:10

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 追加議案の説明・質疑
- 2 追加議案の上程時期及び付託委員会並びにその取扱いについて
- 3 議案に対する質疑通告について
- 4 決議案、意見書案の取り扱いについて
 - (1)「慰安婦」問題での橋下徹「日本維新の会」共同代表の発言撤回を求める決議(案)
 - (2)少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(案)
- 5 会議予定の変更案について
- 6 議会のネット中継について
- 7 その他

委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」、及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。追加議案について、執行部に説明を求めます。

総務課長

お配りしております「追加議案概要」で、ご説明させていただきます。この1枚ものでございます。よろしくお願います。「議案第71号 飯塚市職員の給与の臨時特例に関する条例」につきましては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市において、効率的で効果的な行財政運営を図り経費を削減するため、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9箇月間、一般職の給料及び手当の減額措置を行うものでございます。「議案第72号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、議案第71号と同じく「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市において、効率的で効果的な行財政運営を図り経費を削減するため、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9箇月間、特別職等の給料の減額措置を行うものでございます。以上、簡単でございますが議案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

道祖委員

委員長にお尋ねしますが、この件について、どこまで掘り下げて質疑をしていいんでしょうか。

委員長

議案についての質問ですので、これの取り扱いについて等の質問はOKいたします。

道祖委員

取り扱いだけですね、ということは中身については、質疑はこの場では差し控えるようにということですね。

委員長

中身についてはだめです。(発言するものあり) 取り扱いについて...

暫時休憩いたします。

休憩 14:48

再開 14:51

再開いたします。

道祖委員

質問はしてて、それが差し控えるような内容であるならば、委員長の方の取り計らいで、発言を止めてください。では、質問いたしますというよりも、資料要求の形になっていくか、わかりませんが、それも提出できるかどうか、委員長に取り計らってもらいたいと思います。まず、誠に申し訳ありませんけれど、私は不勉強なもので、今日唐突にこのような追加議案が出されましたので、よく理解してないんですが、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律、この法律の趣旨を踏まえて今回こういう条例が提案されておるわけですが、この法律の内容について、説明していただきたいんですが、時間の関係がありますので、この法律の趣旨、法律の内容について、資料要求したいんですが、委員長取り計らっていただけますでしょうか。

委員長

ただいま、道祖委員から出されました資料提出はできますでしょうか。(発言するものあり)

総務部長

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要というのが資料ございますので、その分を提出させていただきます。

委員長

すぐにできるですか。暫時休憩いたします。

休憩 14:53

再開 14:53

委員会を再開いたします。

只今道祖委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

なしと認めます。よって、執行部は資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 14:54

再開 14:54

再開いたします。

道祖委員

誠に申し訳ないんですが、ここに条例の趣旨で、給与については、ですね、当市の平成24年4月1日ラスパイレス指数108.6と参考値というふうになっておりますが、国の参考値100.3というふうになっておりますけれど、申し訳ありませんが、合併して今日まで国とのラスパイレス指数の推移というものはどういうふうになっておるのか、お尋ねする方がいいのか、これも資料として要求した方がいいのか、迷っておるんですが、できれば、時間の関係がありますので、これも資料としてですね、提出できるものならしていただきたいと思

うんですけど、委員長取り計らいをお願いいたします。

委員長

今、道祖委員から言われました資料については... 暫時休憩いたします。

休憩 14 : 55

再開 15 : 08

再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。只今、道祖委員から要求がありました資料は提出できますか。

総務部長

平成20年からの分であれば、データございますので、それについては提出できます。

道祖委員

なんで20年前はないんですか。平成20年前、平成18年、19年はないんですか。それは調べるのが時間かかるなら、時間かけていただいても結構なんですよ。要は合併後の動きをここ8年というか、7年のあり方をちょっと参考にさせていただきたいなと思ってますので。

総務部長

今、手元にあるのが平成20年からでございますので、調べればありますので、ちょっと時間かかりますが、それでよろしければ、提出をさせていただきます。

委員長

道祖委員、今、執行部が言いましたように、その、あれでよければ後から資料を出すということですけど。おはかりいたします。只今、道祖委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

江口委員

併せて、私も1点資料をお願いしたいと思っています。というのがこの条例案がこの追加議案の取り扱いとなった経緯ですね、それがわかるような資料を提出いただけませんかでしょうか。委員長において、取り計らいのほど、よろしくをお願いいたします。

委員長

執行部にお伺いいたします。今、江口委員が言われました資料については、何かそういう文書なりありますでしょうか。

総務部長

その経緯というのがですね、直接文書というのがどういうものを求められているのか、わかりませんので、あとで江口委員と協議をさせていただきまして、そういうものがあれば、提出をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長

江口委員、今、執行部が言われましたけど、それで了解いたしますか。

江口委員

たぶん、それじゃまずいと思うんです。要は平成24年の法律第2号があるわけでしょ。法律第2号と書いてあるんだけど、これいつの制定かもわかりませんし、それが出てきました。そのあとにどういう形で、庁内で協議を始めました等々の分がわかれば知りたいと思っています。というのは、結局その取扱いをどうするかというふうなことを決めるためにも、そのあたりの経緯について、知る必要があると思っているからであります。もしそれが無いのであれば、そのあたりについては、口頭でも構わないので、説明をお願いしたいと思っております。あるのであれば資料を、それが資料準備できるのであれば資料をお願いしたいですし、そうでなけ

れば説明をお願いしたいと思います。

総務部長

これまでの経過、経緯について、ご説明をいたしますと...（発言するものあり）...えっ、メモ書きしかないんですね。今のところ資料作っておりませんので、口頭で説明してよろしいでしょうか。（発言するものあり）今年の1月24日に公務員の給与改定に関する取り扱いについて、閣議決定がなされております。それを受けまして、3月15日でございますが、市役所内部、所属長会議の中で地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方についてということで、説明をいたしております。4月25日に市職労、また自治労県本部等から市長へ要求書が提出されております。地方自治を守り地公給与決定に国の介入を許さない取り組みに関する要求書ということで、4月25日に提出されております。5月16日にはですね、九州市長会がございましたが、そこで、国による地方交付税削減及び地方公務員給与削減要請に対する決議ということが九州市長会でなされております。5月23日から市職労との第1回団体交渉を行いまして、その間事務折衝が何度か行われておりますが、第2回目を5月30日に開いております。また、6月7日には市議会代表者会議で、市の方針について報告させていただきまして、6月10日に第3回の団体交渉をいたしまして、合意をしたところでございます。それを受けて今回の追加提案となったものでございます。

委員長

説明が終わりました。江口委員よろしいでしょうか。ほかに質問はありませんか。資料は配っていますか。

暫時休憩いたします。

休憩 15：16

再開 15：16

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。次に、「追加議案の上程時期及び付託委員会並びにその取扱いについて」事務局に説明させます。

議会事務局次長

ただ今説明のありました追加議案2件につきましては、本会議の一般質問終了後、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあとに、上程し、提案理由の説明、質疑ののち、総務委員会に付託していただいております。

また、当該追加議案につきましては、基準日が7月1日となっておりますことから、6月中に議決をいただく必要がございますので、委員会付託を行ったのちは、本会議を休憩していただき、総務委員会を開催して、追加議案の審査をしていただき、総務委員会の終了後に本会議を再開していただき、当該追加議案に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行っていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

追加議案についての確認ですけれど、これは、質疑通告は必要としない、提案されたらその場で質疑を行ってよいということで理解いたしますが、そのとおりでしょうか。

議会事務局次長

質問者おっしゃるとおりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。「追加議案の上程時期及び付託委員会並びにその取扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議あり)

江口委員

この追加議案、24日提出で、そしてまた提案され、そして本会議を中断して、委員会を開く、そしてまた本会議に戻ってくるというお話なんです、当然のことながら、しっかり審議をすべきであると思っています。また、追加議案ですよ。通常であるならば、総務委員会がありますので、通常の総務委員会の中できちんと議論をして、処理すべき案件だと思っています。ですので、その取扱いについて、そう炯々に決めるわけにはいかないと思っています。ぜひですね、この取り扱いどうするか、各党派、議運のメンバーだけでも決められないと思いますので、持って帰っていただいて、それをどう取り扱うか、それを諮っていただきたいをお願いをいたします。

委員長

暫時休憩をいたします。

休憩 15:20

再開 15:30

再開いたします。只今、江口委員から提案されまして、持ち帰って各党派で検討したいという意見でございます。これについて、おはかりいたします。持ち帰って検討するかどうか。

(発言するものあり) みなさん、ほかの方持ち帰りでもよろしいでしょうか。(発言するものあり)

暫時休憩いたします。

休憩 15:33

再開 15:35

再開いたします。

持ち帰りについての意見を聞かせてくださいということです。ほかの方は。それでは、その場合には採決の方法をとりたいと思っております。

委員会条例第17条では、委員会における議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところとなっておりますが、先例によりまして、議会運営委員会の議事は全員一致を原則とするとなっております。ただ、これは原則であって、同じく先例のただし書きで、全員一致にならない場合は採決の方法をとるものとするということでございます。委員長といたしましては、議会運営委員会は調整の場と考えていることから極力全員一致によりたいと考えておりますので、おはかりをいただいて、採決をしたいと思っております。

(発言するものあり)

暫時休憩いたします。

休憩 15:37

再開 15:42

再開いたします。

(発言するものあり)

暫時休憩いたします。

休憩 15:42

再開 15:45

再開いたします。

今、持ち帰るかどうかというあれですけど、持ち帰っていただいて、明日のお昼に議会運営委員会を再度開きます。その持ち帰るものに対しての内容の説明は、事務局案と事務局説明以外、この資料の（発言するものあり）あつ渡していないか、6月30日までに本会議を開くということ、先ほど事務局が提案しました事務局案の二つの案で持ち帰りいただいて、検討していただいて、明日議会運営委員会にかけていただきたいということでございますけど、了承いただけますか。（発言するものあり）

明日のお昼、一般質問午前中終わり次第ということで、お願いいたします。代表者会議が夕方、一般質問終わり次第ありますから、はい、そういう形をとらせていただきたいと思います。ちょっと休憩いたします。

休憩 15：47

再開 15：47

再開いたします。

只今の案でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

もう一つお知らせいたしますけど、明日賛否がもし分かれた場合ですね、採決という形に、不本意ながら採決という形をとらせていただきたいと思います。以上です。

議会事務局長

すみません、日程のことだけでお話させていただきますけども、6月28日予備日の日程でございますけども、この日につきましては、午前中に消防議会の日程が組まれておりますので、もし、開催する場合は午後ということになるかと思っておりますので、ちょっとそこら辺を確認していただきたいと思います。以上です。

委員長

28日の場合は、今、説明のあったとおり消防議会がありますもので、午後からということになります。その了解だけをお願いしますということですね。

次に、質疑はありませんか。（発言するものあり）

次に、議案に対する質疑通告について事務局から報告させます。

議会事務局次長

議案に対する質疑通告はありませんでしたので、ご報告いたします。

委員長

「議案に対する質疑通告」については、只今報告したとおりですので、ご了承をお願いいたします。次に、議員提出の決議案について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付いたしておりますとおり「慰安婦」問題での橋下徹「日本維新の会」共同代表の発言撤回を求める決議（案）」が、宮嶋議員が提出者となり、佐藤議員、松本議員が賛成者として、議長に提出されております。

この決議案につきましては、議員提出議案第7号とし、本会議での取り扱いについては、決議案は、会期の最終日に提案するのが例となっておりますので、最終日に上程し、議案の提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決を行っていただいております。また、採決の方法は起立採決としていただいております。

なお、決議案の提案理由は、その文案を読み上げるのが例となっておりますので、そのようにしていただいておりますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

委員長

事務局からの説明が終わりましたが、本決議案について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

宮嶋委員

みなさん、ご存じのとおり、橋下発言でありまして、本当に歴史を歪めるものでありますし、人権問題にも発展するということでもありますので、ぜひとも賛同方をお願いしたいというふうに思います。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、おはかりいたします。本決議案については「議員提出議案第7号」とし、取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「意見書案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり提出された意見書(案)が1件ございます。提出者並びに提出先につきましては、意見書案の最後にそれぞれ記載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。ご審議方よろしくをお願いいたします。

委員長

事務局の説明が終わりましたので、「少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(案)」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

松本委員

別に説明ということはありませんが、毎年義務教育国庫負担の意見書出ささせていただいております。ここに書いているとおりでございますので、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。意見書(案)1件については、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で賛否を確認したいと思いますが、これに異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「意見書案の取り扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、「意見書案に対する賛否締切り日」について、事務局より説明させます。

議会事務局次長

ただいまご審議いただきました意見書案につきましては、6月28日金曜日の午後5時までに議会事務局まで賛否をご報告いただきたいと思いますと考えております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「意見書案に対する賛否締切り日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「意見書案に対する賛否締切り日」については、そのように決定いたしました。なお、各会派、お集まりの折りに、ご協議されまして、意見書案に対する

賛否を事務局まで報告いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、「会議予定の変更案について」、事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しております「平成 25 年第 3 回飯塚市議会定例会会期日程（変更案）」をご覧くださいよう願いいたします。中ほどと、最終日に、太線で囲んでおりますが、当初、一般質問は 4 日間で予定されておりましたが、これを 3 日間とし、6 月 25 日（火）を休会（考案日）と変更するものでございます。併せまして、先ほど審議されました追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託等を追加しようとしたものでございますが、先ほど、持ち帰りという結論になりましたので、ここは保留とさせていただきます。なお、最終日は先ほど説明いたしました議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を追加するものでございます。ご審議方よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会議予定の変更案について」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「会議予定の変更案について」は、そのように決定いたしました。

次に、「議会のネット中継について」です。本件については、先の議会運営委員会におきまして、正副委員長案を提示するようになっておりました。そこで事務局が調査いたしました議場、委員会室、それぞれ現状において中継する場合と、ある程度機材等をそろえたうえで中継する場合のおおむね 2 つの方法に対する概算額を出してもらいました。それをもとにお手元に正副委員長案を作成しました。

正副委員長の基本的な考えとしては、ネット中継については、お金をかけずに速やかに実施する。お金をかけるのであれば、新庁舎建設後にある程度しっかりとした機材等を配置し、編集・録画等を可能にするというものです。そういったコンセプトで考えております。そこで、本会議においては、現状の機材、設備を利用し、9 月議会より試行する。この場合の方法は、現状設置しているカメラで映している映像と、音声をそのままユーストリームで放映するという方法です。これだと費用は LAN ケーブルの購入と工事費で、執行部が申ししていました数万円で可能なようです。課題としては、以前事務局において試してみた結果、映像や音声が途切れたり、配信自体必ずできるという保証がなかったということです。なお、今後試行実施すれば、ほかにも課題が出てくるかもしれませんが、現時点で考えられる課題を抽出しております。

次に、委員会については、業者に一番簡単な方法で見積もりをとろうとさせたのですが、業者にとって、お金にならないものについては、見積もりがとれなかったため、請願者が提案していたウェブカメラによる配信をもとにして検討していきたいと思っております。ただ、ウェブカメラについては、どの程度委員会室の風景が映せるのか、現時点ではわかりかねましたので、今後の検討ということで、今回は保留ということにさせていただいております。委員会室で実施するとしても、お金がかからない方法で考えたいと思いますので、ウェブカメラについて、事務局の方で、引き続き検討させたいと考えております。

以上のとおりでございますので、これをもとに委員の皆さま、各会派でご協議いただければと思っております。何かご意見等がありましたらお願いいたします。

平山委員

私は、この前の委員会でも言いましたけど、ここの中に、委員会はウェブカメラでの映像が

どの程度の画質なのかが示されるに至ったのち、改めて協議する（保留）と、あるんですけどね、私言ったでしょ。委員会を映して、それから本会議を映さないと、市民の方はわからんわけ、流れが。だから私はこの前も言ったように、インターネット中継をするなら、一番この飯塚市の財政を任されておる、それぞれの所管の委員会を、その質疑応答をしっかりと映さないことには、本会議だけを映しても、私は意味がないと思うんですよ。それでぜひこれをするなら、委員会も早急に映すようにしてほしいと思います。この前言っていたでしょう。何か小さなカメラを3つくらい添えたらすぐできますと。この前事務局か、何か言っていたでしょう。その係の人かね、担当の人がね。するならそこまでしないといかんですよ。私はそういう意見です。

委員長

今、平山委員から意見が出ました。持ち帰って検討するという、してほしいということですね。ほかに。

江口委員

私も委員会についても早急にすべきだと思っておりますし、ただそのやり方については、この中ではウェブカメラ1台×2委員会室というのがありますし...（防災行政無線が入る）...

委員長

暫時休憩します。

休憩 16:01

再開 16:02

委員会を再開いたします。

江口委員

すみません。中断いたしました。ウェブカメラの台数等についても、2方式あります。先ほど委員長の言われた課題ですね、本会議については、映像や音声途切れたり、配信自体必ずできるという保証がないというお話がございます。これについては、録画はしない。ユーストリームにそのままアップするときには録画という作業はどこでするんでしょう。

議会事務局次長

現在考えているのはライブ中継のみというふうに考えております。

江口委員

ライブ中継だけだったらやっぱり意味がないわけですよ。その日、そのときじゃないと見れないわけですから、ユーストリームの機能自体は、ライブ中継しながら録画もできますよね。ただそれが、ライブ中継しながら録画しても上げる、アップロードするときに、映像が切れたり音声切れたりすると、だめですよというのが課題なわけでしょう。ですよ。であるならば、最初にアップロードする前に録画も同時にするか、もしくは、録画して数時間ないし、短い間のタイムラグのあとで、録画している分からユーストリームにアップするとかいうふうな方法も考えられるので、そういった面も検討すべきだと思っています。なので、正副委員長案についてはいただきましたので、それぞれ各会派でこういった分がいいよねというのを持ってこなければいけないと思うわけですよ。その取扱いをどうするかなんですよ。それについては、正副委員長としては、どのようにお考えですか。これが決定に至るまでの。

委員長

今、この案を出しました。できれば、みなさん各会派に持って帰って検討されて、問題点が出れば、それを箇条書きでもなんでもいいですから、出していただいて、検討するという方法をとりたいと思っております。

江口委員

わかりました。ありがとうございます。先ほど、速やかにというお話もありました。ぜひそのような日程を組んでいただきたいと思います。そのことを、それこそ9月でやるため

には、最終日には決める、結論を出すつもりで、非公式な形の協議があってもいいと思いますし、そういった形ですすめてください。お願いします。

委員長

ほかに意見はないですか。

平山委員

その他で、意見を言いたいんですけど。

委員長

この分ですか。(「インターネットの分はない」との声あり) ちょっと待ってください。

それでは、本件は会派に持ち帰りとし、次回予定しております7月2日の委員会で再度ご意見を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。ほかに、その他でいいですよ。

平山委員

今ですね、マイクで放送がありましたよね。水位が大変危険状態まで上がってきているということで、今日私、議会中、心配しておったんですけど、今日の夕方から明日ぐらいが本格的な雨量の雲が九州の方に来るんじゃないかといって、聞いておったんですけど、今、土嚢袋もあちこち配るよと聞いたんですけど、どんな感じになっているんですかね。もし、私がこの5の会議予定の変更についてのときには言わなかったんですけど、これ25日が考案日になっているから、事前にもしそういう災害対策本部を立てないといけないような場合の可能性があるなら、明日と25日を差し替えたらどうかと思って今、意見を言っておりますけど。どんなふうですかね。

総務部長

先ほど、聞いた情報では、大雨洪水注意報が出ておまして、先ほどまだ河川敷駐車場に車が残っているということで、再度放送があっているみたいです。今後先ほど平山委員が言われたように、今夜、夜遅くか、ちょっと朝方まで降るかと思いますが、今の段階ではどの配備までなるか、災害対策本部ができるかどうかというのが今のところちょっとわかりませんが、だいたい1時間、私も最新の情報聞いておりませんが、1時間に30ミリなり、40ミリなり、降る可能性があるということは聞いております。それが飯塚市になるのかどうかというのがちょっと今のところわかりませんので、また土嚢袋についても、そういう情報を聞いておりませんが、ちょっと担当者も上がってきておりませんが、あれだったらあとで防災安全課の方に確認をしたいと思っております。

委員長

よろしいですか。(発言するものあり) よろしいとでしょう。はい、次に次回の議会運営委員会は7月2日9時30分と(発言するものあり) 最初からいきますよ、7月2日火曜日9時30分からとなっておりますが、先ほど、ご協議いたしておられましたので、明日の一般質問が終わり次第、議会運営委員会を開催することになりました。よろしく願いいたします。よろしいですね。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。